

# わが国が見習った フランスの入札契約制度の変遷

明治以来のわが国の入札契約制度に大きな影響を与えたフランスの法制度はその後どのように変遷したのでしょうか？わが国の入札契約制度が当時のフランスの制度に酷似したまま変わらないのに対し、フランスの制度がいかに変化したかみてみましょう。

フランスでは、既に14世紀には入札が用いられ、1830年代に王令において「競争及び公告を以てする」として公開式競争入札（日本でいう一般競争入札）が国及び地方政府の契約に義務づけられました。わが国の大蔵省が明治20年（1887）に翻訳して参考にしたのは1862年王令**仏国会計法**です。

当時フランスでは、入札方式としては**調達**と**売却**を同じ扱いとしていずれも公開式競争入札によることを原則とし、必要に応じて指名競争入札によることをしていました。そして、例外的に随意契約を認めていました。また、必要な場合に予定価格による落札額の制限（**調達**の場合は上限、**売却**の場合は下限）を設けることができていました。

わが国では、この**仏国会計法**にならって、1889年会計法を制定し、**調達**と**売却**を同じ扱いとして一般競争入札の原則を取り入れ、例外として随意契約を認めました。また、フランスに倣って予定価格による制限も取り入れました。ただし、必ず予定価格

を設けることとし、必要な場合に限ることはしませんでした。さらに1900年勅令によりケースを限定して指名競争入札を用いてよいこととし、これを1921年会計法にも位置づけました。

フランスでは、1964年には、**調達**の手続きを**売却**とは別扱いにすることとし、**調達**のみを対象とした**公共調達法典**を制定しました。これによって、公開式または制限式の競争入札と提案募集を定めたほか、交渉方式も規定し、**調達**の目的物に応じて適切な方式を選択できるようにしました。制限式というのは、関心を表明した者のうち発注者が選定した者だけが入札に参加する方式です。また、提案募集というのは、品質など価格以外の提案を含めて総合評価により落札を決定する方式です。この法典では価格競争である公開式と制限式の競争入札に限って予定価格による制限を設けることとしました。

フランスでは、1990年代にさらに制度の総点検が行われ、2001年**公共調達法典**が制定されました。この改正により価格競争の入札が廃止され、予定価格に関する規定はすべて削除されました。公開式と制限式の提案募集が残され、落札基準は総合評価によることとされました。わが国の会計法で原則としている価格競争による入札の規定がなくなったのです。

その頃、すでにヨーロッパの国々では、調達における品質重視の観点から交渉方式の有効性が認められ、2004年**EU調達指令**においては、公開式または制限式の入札のほか、競争的対話方式や交渉方式が位置づけられました。落札基準は、価格競争か総合評価のいずれかによることとされました。なお、競争的対話方式は、発注者が参加要件や受注者評価方式を示して公告し、参加表明した候補者と発注者が対話を行って入札参加者を絞り込む方式であり、難易度の高い工事などに用いられるものです。

このEU指令に整合させるようフランスでは2004年**公共調達法典**が制定されました。この改正により、総合評価による落札基準がただ一つとなる場合は価格でなければならないとされたことから、価格競争が一つの方式として一応復活したのですが、対象は物品など仕様が確定しているものに限定されました。さらに2006年**公共調達法典**へと引き継がれ、競争的対話方式や交渉方式など多様な方式が位置づけられました。

EU指令はさらに見直しが行われ、競争的対話方式があまり活用されなかった反省もあり、交渉方式の適用をさらに拡大すべきとの議論がありました。そして、難易度の高い工事に限らず発注者が交渉相手を招請できるようにするため、新たに交渉付競争方式を位置づけて2014年**EU調達指令**が定められました。

そしてフランスでもこれに整合させて、2016年4月に新たな**公共調達法典**が施行されました。調達方式として、(1)公開式提案募集方式、(2)制限式提案募集方式、(3)交渉付き競争方式、(4)事前競争付き交渉方式、(5)競争的対話方式、(6)設計競技、(7)先進的協調方式、(8)適応方式（EU指令適用対象基準額に



日本大学 危機管理学部 教授

きのした せいや  
**木下 誠也**

満たない場合)などが定められました。

明治の会計法制定当時わが国が倣ったフランスの入札契約制度は、このように全く異なるものになりました。一方、わが国の会計法では、いまだに**調達と売却**を同じ扱いとして価格競争による一般競争入札に付することを原則とし、必ず予定価格により落札価格を制限することとしています。また、交渉方式が規定されていないままです。工事の発注については、これを是正すべく、2005年公共工物品質確保法が制定され、落札基準を総合評価とする原則が示され、さらに2014年同法改正により工事や設計などの発注における技術重視が強化されました。このように制度改善の努力が進められていますが、入札契約の手続きを定める会計法などは変わっていません。このため、公共工物品質確保法に定めた方針がなかなかすべての地方公共団体などに徹底しません。

調達における品質重視の観点から、今では世界に例をみない入札契約制度から脱却して、予定価格制度の見直しや交渉方式の本格導入を行うことが課題です。そのための会計法などの見直し、あるいは公共工物品質確保法のさらなる強化を行う必要があります。